



2.9.1 現在

世帯数 61,672 (11増) 男 60,786 (33増)

人口 123,321 (57増) 女 62,535 (24増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

こがねい

事業者応援金

小金井市事業継続支援給付金の支給対象となっていない市内中小企業者等を主な対象に、市内における経済活動の維持および事業継続を支援することを目的とした、応援金を支給します。

■申請期限11月30日(消印有効)まで

対市内に事業所を有する中小企業者等

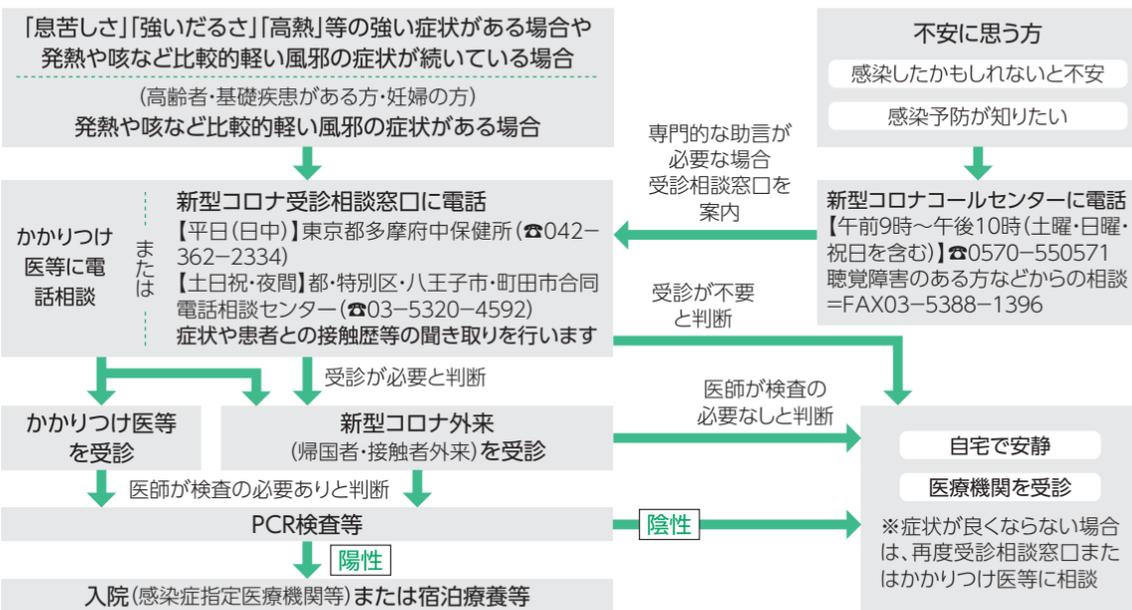
■給付額1事業者当たり最大20万円

他支給要件・必要書類等詳細は市ホームページをご覧ください

■申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、郵送で経済産業振興係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9831)へ

新型コロナウイルス感染症が心配なときに

問健康課健康係 (☎042-321-1240)



市長への手紙 —あなたの声を市政に

皆さんが市政に対してどのような施策を望み、どのような意見をお持ちになっているかをお尋ねするため、アンケート調査「市長への手紙」を実施します。

9月11日に調査票を発送しましたので、皆さんの回答をお願いします。

回答していただいた内容は、あらましを市報でお知らせするとともに、市政運営の貴重な資料として活用するなど、ご意見、ご要望におこたえできるように努めます。

対令和2年7月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した2千人

■返送方法同封の返信用封筒に入れて返送してください

問広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818)

日本に住む全世帯参加の国勢調査はじまります。

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」も、2020年(令和2年)10月1日現在で実施します。

「日本に住む全世帯」について調査します。

世帯単位で世帯長や世帯副長など、おたがいの世帯に欠かせない様々な世帯員に役立てられる実施を調査です。

みんなが参加して、みんなが国勢の未来をつつといて、100年目の「みんなの国勢調査」。

9月14日インターネット回答はじまります。

Let's Join!!

#みんなの国勢調査

インターネット調査期間 9/14(月)～10/7(水)

国勢調査2020 <https://www.kosei.go.jp/>

国勢調査のGOALS

国勢調査をより充実させた調査(きざ)や丁寧な調査にご協力ください。 国勢調査2020

経済産業省・国土交通省・厚生労働省・総務省・自治省・建設省・農林水産省・環境省・文部科学省・法務省・防衛省・外務省・国際協力機構・国際労働機関・国際観光機関・国際連合世界観光機関・国際連合世界観光機関・国際連合世界観光機関

令和2年 国勢調査の回答にご協力を

9月中旬より、総務大臣から任命された調査員が、皆さんのお宅の郵便受け等に調査書類を投函します。

9月末日時点でお手元に書類が届いていない場合は、ご連絡ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査員による回収は行いません。インターネットまたは郵送にて回答してください。

■回答期限10月7日(水)

問インターネット回答の操作等については国勢調査コールセンター(☎0570-07-2020・IP電話03-6636-9607=午前8時～午後9時)▷調査書類が届かない場合=市総務課国勢調査担当(☎042-383-1216=午前9時～午後6時)

第66回

小金井の四季の観光写真展



推薦受賞作品「冬の朝」
堀康二さん

「小金井の四季の観光写真コンクール」の入賞作品20点を展示します。ぜひ、ご鑑賞ください。

時 9月18日(金)～22日(祝)午前10時～午後4時(18日は午後1時から。22日は正午まで)

所 小金井 宮地楽器ホールマルチパーパススペース

問 観光まちおこし協会 (☎042-316-3980)

重症心身障害児(者)等 在宅レスパイト事業を実施

重症心身障害児(者)等の健康の保持および介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図るため、利用対象者の居宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、医療的なケア、食事、排泄等の療養上必要な介護等を一定時間代替する事業を開始しました。

対市内在住で、家族等による介護を受け在宅で生活している65歳未満の方のうち、主治医の指示の下、現に訪問看護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当する方▷医療的なケアを必要とし、18歳に達するまでに、愛の手帳1度または2度程度の知的障

いがあり、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障がい(自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る)のある方▷日常生活を営むために人工呼吸器管理等の特定の医療的なケアを必要とする18歳未満の方

■派遣時間・回数1回につき2～4時間の範囲で30分単位、1年度間に24回を超えない範囲で月4回以内

他利用者負担等詳細は、お問い合わせください

問 自立生活支援課相談支援係 (☎042-387-9841 FAX042-384-2524)